

5 番

通告4番、5番議員、伊田徳之です。私は通告に従いまして、自治会活動のさらなる活性化策はと題しまして、2項目について質問させていただきます。

自治会は、地域の共通する課題を住民同士が協力して解決することで、豊かな地域づくりを推進するために立ち上げられた組織であり、行政との重要な協働のパートナーでもあります。しかしながら、近年の多様化するライフスタイルや個人主義的な価値観の蔓延により、この自治会に代表されます各コミュニティの形成は、緩やかながらも定着化しつつあるように思えます。自治基本条例の精神に回帰し、自治会活動をさらに活発にするという観点から、町側の姿勢を伺います。

1番、自治会未加入者や脱会者を防止するための町の施策は。

2番、自治会からの要望等への適切な対応を行うための仕組みづくりは。

以上、一度目の質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

議
町

長 町長。

長 通告4番、伊田徳之議員の自治会活動のさらなる活性化策はというようなことでございます。

自治会は、住民同士の親睦や生活環境の改善等を図ることを目的に、また相互扶助等の精神のもとに住みよい地域づくりを目指す自主的な団体であるわけでございます。そういうことからしますと、地元で組織される任意の団体であるわけでございます。そのような中で、町内には19の自治会があるわけございまして、それぞれ特色を生かし、地域の行事や日常生活の中でのさまざまな問題解決に向けて幅広い活動に取り組んでおられるわけでございます。

大きくは5つに分類されようかと思いますが、1つとしましては、町からのお知らせや生活情報を広報、回覧板等で伝達することや、2点目としまして、祭りや運動会、文化祭などを開催し、地域の交流と親睦の場づくり、また親睦を図るというようなこと、3としまして、災害に備えて防災訓練の実施や防災組織を設置するというようなこと、またあわせて、そういうようなことは相互扶助の一つの精神から言えたところじゃなかろうかなと考えるところでございます。4点目としましては、清掃活動や緑化活動、また、ごみの収集場所を管理したり、地域の美化、いわゆる保健衛生等にかかわることではなかろうか。5点目として、地域の課題に対して必要に応じ、町と連携して解決するというようなことが言えるんじゃないかと、このように自治会活動は私たちの生活と密着して、ふだんは

活動に直接かかわることが少ない人でも、さまざまな形で恩恵を受けていらっしゃるのではなかろうかなと思うところでございます。したがって、地域で生活するには自治会の存在は欠くことのできないものであるというようなこと、その活動は、参加する人が多くなれば、もっと活発になってくるわけでございます。

そのような中で、1点目の御質問でございますが、大井町の自治基本条例を平成21年4月1日に、大井町の自治の基本方針を定めた最高規範といたしまして施行したものでございます。第8条においては、住民は、原則として自治会に加入しなければなりません。町民のまちづくりの参加を求めた条項があるわけでございます。自治会の加入促進の取り組みとしては、平成22年7月1日より町民課窓口において、転入者及び転居者を対象に自治会長さんの電話番号等連絡先を明記したチラシを配布いたし、加入手続がスムーズにできるよう案内してまいったものでございます。

さらには、既に御案内のとおり、平成24年4月1日からは町民課に自治会活動サポートセンターを開設をいたし、自治会に関する支援や相談受付を行うとともに、転入者に対して自治会への加入を積極的に勧めることとしたものでございます。

サポートセンターでは、この2年間で、自治会長等からの相談や情報提供などが80件あり、そのうち自治会を脱会しようとしている人が、どうしたらよいか、自治会加入率など、自治会の加入や脱会に関することが12件ありました。また昨年度は、自治会長から、アパート、マンション住人への訪問を始めたとの情報提供など、相談だけでなく、自主的な行動をしてらっしゃる情報等もいただいたり、情報の交流の場となりつつあるところでございます。

さらに、同年7月1日に広報紙で「自治会の加入のススメ」と題し、自治会の存在の必要性やその役割、自治会活動が結ぶ地域のきずなの重要性を伝え、町民へ自治会活動への参加を啓発したものでございます。一方、脱会者の取り組みについては、平成24年6月議会での清水政美議員の御質問にお答えしましたとおり、自治会固有の事情によって一時的に脱会者がふえた状況や共通事情としての高齢化によって自治会長や組長等の役割を受けられないから脱会したいといった声があるという状況に対し、全町的な把握のため、平成24年7月に全自治会を対象として、自治会加入及び子ども会に関するアンケート調査を行ったものでございます。その結果から、そのときに相談に来られた自治会長さんに参考事例を紹介したというようなことでございます。

そして、2点目の御質問でございますが、自治会からの要望等の受付から対応までの流れは、担当要望先が明らかになっている案件については、自治会が直接担当課に提出をいたし、各担当が対応する仕組みが既にでき上がっています。一方、要望等の内容から担当が特定できない、あるいはわからないときは、来庁時に町民課を訪問していただき、また担当を尋ねていただくというような状況もあるわけでございます。

また、先ほど御案内いたしました自治会活動サポートセンターでは、自治会長さんからの相談に対し、町の担当課などに連絡内容をつなげまして調整を図っておるところでございます。既に多くの自治会長を担当の方へ御案内をしたというような実績があるわけでございます。これらの状況から、自治会からの要望等の対応については一定の成果が出ているものというような認識をしているところでございます。

なお、サポートセンターは、玄関から見える場所に案内プレートを置きまして、町民課では職員の誰もが受付対応できるような体制でいるわけでございます。一方、年2回の自治会長会議や隔年実施の町内巡視において参加者からの要望に対応しておるというのも事実でございます。これら要望はお伺いしても、実施できるものには、早くできるものと時間がかかるものといういろいろあるわけでございます。これらの事業をサポートセンターに密接につなぎまして、さらに自治会活動を支援してまいろうというようなことでございます。

サポートセンターは、本年度で3年目となるわけでございますが、利用者は8割が自治会長さんでございまして、多くの町民の皆さんにも気軽に御活用いただければなど、そんなことを願うところでございます。今後は、既然大井町広報、平成25年10月号及び平成26年6月号でサポートセンターを紹介しておるところでございますが、さらにサポートセンターをPRし、利用促進を図っていただきたいというようお願いをするところでございます。自治会活動、それぞれ19の自治会で御苦勞されているわけでございますし、100%の加入率の自治会もあろうかと思えますし、自治会の運営状況というのはそれぞれ全て異なっております。私も自治会長をやった経験があるわけでございますが、自治会に加入していただかない方には、いろんな義務的なものにはきちっと責任を負っていただくために、自治会費のほう、きちっとした負担はしていただき、そのかわりサービスだけは提供していくというような自治会員としての義務の履行は果たさなくても、自治会の中にいて恩恵を受ける分だけは経済的な御負担をしていただいていた。そのような経緯の中で、やはり子どもさんがいらっしゃって、いろんな活動をしていく上においては、金銭だけの負

担でなくして、やはり私も一員として自治会に入りましょうと言われて自治会にお入りになった例もありますので、それぞれの自治会の中で、いろんな工夫をされることによって加入促進にもなろうかと思ひますし、脱会の歯どめにもなっていくんじゃないかなと思ひますし、まさにごみステーションは自治会が管理していただいておりますので、これを使用するに当たっては、当然自治会の御了解をいただいた中で利用されているんじゃないかなと、この辺のところのいろんな接点のとり方といひますか、アプローチの仕方によって大きく変わってくるんじゃないかなと思ひます。大変自治会長さんは多くの苦勞をしていただいておりますので、町でも自治基本条例をつくる上で、原則自治会加入というような強い文言を入れた中で、自治基本条例をつくったというような経緯があります。これら町が最大の権限といひますか、行使をしたんじゃないかなといひように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 5 番 冒頭の御回答の中で、この自治会の重要性、そういったことを再確認させていただいた次第でございます。再質問に入らせていただきます。

まず、1番目の項目に関しましては、未加入者、そして退会者、脱会者、こちら2点を分けてそれぞれ質問をさせていただきたいと思ひます。

冒頭の町長の御答弁の中で、平成24年4月に自治会サポートセンターを設立して、2年間で80件、うち入退会に係る相談が12件であったという御答弁をいただきました。

町民の多くは、我々も議会報告会等通じて広聴活動していく中で、やはり入会者の促進に関しては、町側に対して、あと一歩、もう一歩を踏み込んでほしいというニーズが根強くございます。具体的には、先ほど答弁の中にありました自治会長さんの連絡先を教えてパンフレットを渡す。こういった活動で果たして十分であるのかといふところだと思ひます。また、転入者のみならず、未入会の方に関しては、やはり定期的な掘り起こしやアプローチ等も必要になってくるのかなと思ひます。また、そういった期待に応える形で設立されたのが自治会サポートセンターではなかろうかなと私自身理解するところでございます。

率直に町民課長にお聞きいたします。この2年間で80件という相談の件数、これに対しての成果と課題をお聞きしたいと思ひます。私自身、この自治会サポートセンターの存在をいまだに御存じない方にもよくお会いしますので、そういったところも踏まえて、担当課として十分な活動ができたかどうか、また、それを踏まえまして、実施計画の中にも載せられ

ております今後の活動指針、こちらでは24年までの要望に対して研究していくというふうな文言だったのですが、この点を具体的に御説明いただきたいと思います。

町民課長 御質問のまず自治会活動サポートセンターにつきましては、平成24年4月1日スタートしております。そのときの広報でも御案内させていただき、またホームページでも御案内させていただきました。その後もサポートセンターの相談状況につきましては、平成24年度、25年度それぞれ1回ずつ、簡単ではございますが、御案内をさせていただいております。その中で、サポートセンターでは、どういう機能を持ってやっているかというようなことも御案内をさせていただいております。この辺のところにつきましては、私の実感の中では、まだまだPRが足りないのかなということは自覚をしております。

なお、その2年間のサポートセンターへの相談状況ですが、この辺のところを、じゃあどこをもってサポートセンターへの相談だとか要望というのはございますが、まず、町側から自治会長さん、それから自治会に関する御質問等があった場合には、全てその中で把握をしていくということで、まずはノートをつくりました。いつ、誰がどういう件で来られたというところをとにかく書いておきまして、そのときに具体的に対応が必要なもの、担当部署が置かれていたら、すぐつなぐと。そうでないものについては一回受け付けると、その中で、当然提案等もございますし、これからどうしたらいいかというものもありますが、大概是、話の中で、その辺のところは情報共有ができてると。

その中で感じたのは、サポートセンターという看板は出しておりますが、センターというのは、建物なのか、それともそういう仕組みなのかというところも当初考えまして、住民の方が、まず役場に入っていて、気軽に相談に来ていただけるというところで、ああいうものをつくって、別にカウンターに来て、仰々しく相談されなくても、電話でも結構ですし、ファクスでも結構ですし、メールでも結構ですし、立ち話でも結構ですから、そういったもの全て把握をしております。

イメージでございますが、最初の年は、まだ要望等相談が多かったんですが、だんだん、2年目に向けて双方向、こんなことやってるんだという、先ほど町長も答弁させていただいたとおり、こんなこともやってるということも聞くこともできましたし、今この自治会では、今こういう状況の中で、こんなことが今悩みがあるんだけど、愚痴話みたいな話も聞くこともできますし、そういったものも貴重なデータですので、そういったもの全て書きとめております。

そういうことで、まだまだこれからなので、もう少しそういった情報を集積して、例えば相談の多いものについては、一つこれは体系的に町として対応していく必要があるのではないかと、そういう判断もできますので、まず、そういう立ち位置の中でやっております。少し受け身的なそういう印象もございますが、そんな形で今やっておりますし、まずもって、PRをもっとしていくということと、それから、既に町は自治会のサポート事業ということでさまざまなことやっております。例えば自治会長会議で御意見をいただく、それから、町内巡視をして、各地域のいろんな道水路の課題を聞く等々、また、自治会長さんも我々町長と一緒に視察に行つて、先進地域に行つて、いろんなことを学んでくるというのもありますので、そういったものも、このサポートセンターの事業の一つとして、もう少し交通整理をして、わかりやすいものとしてやっていきたいなというようなこともありますので、現段階では、そのような分析と評価でございます。

以上です。

- 5 番 24年までの要望踏まえて、26年度以降も活動がこちらに記載されているので、今後の活動というところもちよつとお聞きしたいんですけども、あわせまして、おいきらめきプランの第2次実施計画の中にはこういった文言が載せられております。「自治会活動サポートセンターの推進」と題して、自治会活動の支援窓口として開設した自治会活動サポートセンターにおいて、自治会活動に関する相談や要望に対応し、機を捉え、自治会へ出向き、地域の課題解決に取り組むということです。こちら先ほど御答弁いただいたところと重複するわけなんですけれども、やはり、こういったことを真摯に捉えて活動していこうといったときに、私は、外部から見ている人間の一人として、町民課の仕事量というのは、各さまざまな課がある中で、近年非常に多様化かつ重要化しているところではないのかなというふうに率直にお見受けいたします。と申しますのも、御存じのとおり、国保事業、あるいは後期高齢者、そして各所の窓口手続事務、それから文字媒体、あるいは電子媒体等利用した広報広聴活動、こういったところが非常に複雑化している部分が近年見受けられます。これに重ねてこのサポートセンターの推進というのをやっていくというのが、果たして担当課長、先ほど強い決意をおっしゃっていただきましたけれども、十分な活動が人的にも、あるいは組織的にも可能なのかなというふうにやや疑問符がつくところでございます。具体的には、当初、恐らく検討の内容には上がったかと思っておりますけれども、課を横断した形での地域に対する担当職員の配置、あるいは協働推

進課というような形での専門的な部署の設置、こういった形にシフトしていくことで、より充実したこの自治会サポートというのが可能になっていくのではないのかなと思うんですけども、その辺の組織的な側面について伺いをいたします。

町 民 課 長 組織的な側面ということで、大きな話になりますので、若干、私の権限を越えるところもあるかと思いますが、ここまでの経過を説明させていただきます。

まず、前段の町民課の仕事の中で、サポートセンターへの機能が十分果たせる体制がとれるかというところでございます。当然、私もこのサポートセンターを開設するまでの中で、さまざまな検討をさせていただきました。

まず、その体制につきましては、町民課については総合相談という窓口も持ってますし、人とハードを構えた中でやると大変ですけども、まず、そういった受け皿をつくるということの中でスタートをさせていただきました。いわゆる試しではないんですが、その中でまず、こういった情報提供をさせていただいて、そういった町民の方、自治会長さん、さまざまな方がどのような反応していただけるかということでスタートしております。その中で、サポートセンターに相談だとか要望に来られたから、町民課の職員が負担になるということとはございません。先ほど申したとおり、相談の中で、はっきり町の部署がわかっているところもありますので、その職員が相談に来られた方と、例えばこれについては道路の問題だからということで、都市整備課のほうに御案内して、一緒に話を聞けばいいというようなことで進めてまいりました。そんなことで、体制については、今のやり方でいけば、特に負担はないというようなことでございます。

それで後段は、職員が地域に出向いていく、そのサポートのという話なんですが、これについては、御説明いたしますと、このサポートセンターを開設する前におおむね1年半、町内の中で議論、検討させていただきました。この中で、特に当時、開成町がそういったシステムを構築してましたので、2度ほど行って話を聞いたり、それから小田原市に若干体制のとり方は違いますが、お話を聞きにいたりして、そんなことを整理しながら、とりあえず大井町が自治会に対するサポートできるような、出向くサポートができるかということで内部検討させていただきました。その内部検討の中で、なかなかうまく実施に向けてのどこまでいけませんでしたが、その中で、いろんな検討はあったんですが、そこでできなかったということで、このサポートセンターをスタートさせたということでございます。後段の御質問についての回答はそういうことでございます。

以上です。

- 5 番 退会者、あるいは脱会者というところに目を向けさせていただきたい
と思います。この退会・脱会ということの原因というのは、冒頭、町長の
御答弁にもありましたとおり、共通の課題としての高齢化、役を引き
受けることに対する重荷、あるいは自治会の内部においてのトラブル、
人間関係、さまざまな事情があろうかとは思いますが、しかしながら、こ
れをあえてまとめて考えると、やはり単位自治会そのものの魅力という
ところに行き着くのではないのかなと思います。やはり単位自治会がい
かに魅力ある活動をして発展していけるかというところが、この脱会者
の防止にはかかっているのかなと思います。しかしながら、自治会長も
やはり代がわりしていきますし、必ずしも地域で生まれ育って、地域に
対して精通している方々ばかりではありません。また今後もそういった
傾向には拍車がかかっていくものと考えられます。

そういった中で、この協働のパートナーであるところの自治会をいか
に成長する仕掛けづくりを町ができるかというところが、私は町のノウ
ハウかなと思うんです。そういった横の関係づくり、あるいはノウハウの
共有や醸成、こういった仕掛けづくりをさらに煎じ詰めて考えていくと、
私は一つ、連合自治会制度というのが浮かび上がってくるのかなと思い
ます。周知のとおり、連合自治会制度は現在さまざまな自治体で、それを
導入をされており、本町でも、この議論は過去にございましたし、また第
4次総合計画の中でも検討するという記載がなされました。しかしなが
ら、本町では、まだこの自治会が安定的に機能しているところから、いさ
さか時期尚早であるというところに主軸を持ち、議論としては霧消して
いったのかなというふうに理解をしております。

しかしながら、私は今回、あえてこの連合自治会制度というのを蒸し返
させていただくのは、未来志向で大井町を捉えたときに、役場北側の区画
整理事業に本格的な着手をしていく中で、今現在、脆弱化のとば口にある
大井町が、ここでしっかりとした基盤づくりを再度機能させることによ
って、将来のまちづくりに大きく寄与できるのではないかと思います。

連合自治会制度というやり方そのものがベストかどうかはわかりませ
んけれども、何らかの形で横のつながり、そういったことが、例えば自
主防災機能の連携、あるいは地域のお祭りやイベントを通しての交流、あ
るいは今回私が表題に掲げさせていただく脱会者の防止等、共通課題の
克服、こういったことに大きく寄与していき、それを通して、町の重要な
協働のパートナーとして成長を促していけるのではないかなと思うんです。
こういったところについて町長の御見解を伺います。

町

長 組織の話になりますから、当然私からお答えしなければならないんじゃないかなと思っていたわけですが、大井町には、金田地区、それから曾我地区、それから相和地区と、これが一つの連合自治会になろうかと思います。

近年、連合自治会の活動も大きく変わっておりまして、過去には金田地区の連合自治会で集まっているいろんな議論をしたり、忘年会をやったりというようなこともありましたけど、そういうようなこと、今やってらっしゃるのかどうか、案内も来ませんし、私は過去にそういうような自治会長やったときに、そういうような準備の役員もしたことあるんですけど、私が町長になったときは、そういう活動はあったんです。近年ではなくなっておるんじゃないかなと思います。そういうような連合組織体を持っておりますし、また、その3つを統括しておる方々、3人の方には、いろんな町の役もやっていたいております。

大井町の自治会は、20戸ぐらいの自治会から、1,000戸ぐらいの自治会があるというようなことで、これをそれぞれ自治会長さんからきちっと御意見を伺うというようなことで対応をとっておるわけでございます。大きい自治会ですと、何人か複数名の自治会長さんがいれば、その中で代表を決めていただいて、その方から正式な要望等は受けるというような形をとっているわけでございまして、その機能は私はしているんじゃないかなと思いますし、あえて、どういうふうな組織にして、連合組織を組んでもなかなか難しいんじゃないかなと思いますし、小田原等は、連合自治会長といいますと、市長、議長、連合自治会長というのは、これもう三役のような関係になっておりまして、その下にまた曾我地区の連合自治会長があつたり、旧栢山・曾比地区の桜井地区の連合自治会長があつたりというようなことでございます。非常に組織が多岐に、多階層に分かれておるというようなことでございますが、私はそれだけで、自治会の加入率が上がったということじゃないんじゃないかなと思います。非常に難しいのは、自治会活動が多ければ多くして、いわゆる親睦だとか融和だとか図るためにいろんな活動をするということによって、それが負担になって退会だとか、自治会に非加入だとかという方もありますし、また、そういうこと通じて入るという方もあるわけでございますし、私も自治会長経験したときに、ある先輩から言われたことは、余り自治会長の仕事なんかふやすんじゃないと。自治会長の仕事はふやせばふやすほど、次の自治会長の受け手がなくなるんだから、自治会長は誰でもが地域のために、親睦的な組織でありますし、地域の基礎的な組織だから、誰でもができるような組織にしていくことが自治会の最大いいところ

ろじゃなかろうか。だから、余り難しいことを自治会はやらないほうがいいんだというようなことを指導された方もありまして、それぞれの自治会が、これ事業が苦勞して長年積み上げてこられた事業でございますから、その中で、地域の融和を図っていただいて、町はある面では、組織を活性化させるより、サポートはできようかと思いますが、町がどうこう、中心になってやって事業を展開して、加入率をふやすというのは、ちょっと難しいことかもしれませんが、そのサポート支援していくということも必要じゃなかろうか。

それから、自治会に、先ほど質問で出ました職員を派遣するということも考慮したわけでございますが、どのときに出すのか、年1回の総会だけ出すのか、日ごろの自治会活動のお祭りや美化作業等の行事にも出すのか、いろんな中で、結構、全ての行事に出すとなると、自治会によって、すごく回数が違うわけでございますし、そういう点も考慮した中で、今回はサポートセンターでさせていただきました。自治会も美化作業を半日は、朝の8時から昼の12時までかけて美化作業やっけていただいている自治会もありますし、1時間ほどで終わる自治会もありますし、これはそれぞれさまざまでありまして、町が介入できるというのは、支援するというようなことじゃなかろうかなと思いますので、また自治会長の皆さん方から、組織を変更しようと言われれば、また検討することもあるかと思えます。

- 5 番 町長のお考えはよくわかりました。確かに任意団体であるところの自治会に対して、町側との距離感というのは非常に難しい部分もあるかと思えます。何はともあれ、当事者の自治会がどのようなことを要望しているのかということが最大の問題にはなるわけで、そういったところをむしろヒアリングする機会はずいぶん設けていただきたいなと思います。そこから連合自治会制度というのが本当望まれているのかいないのか。そういったところまで、ぜひ、軽々にせずに、課題として受けとめていただきたいと思います。

大きな2番目の自治会からの要望等の適切な対応ということで質問させていただきます。

冒頭の町長の答弁の中で、現行の制度の中で、非常に調和がとれて、一定の成果が上がっている。また、自治会サポートセンターがそこに加わることによって、よりよい対応がとれているということだったかと認識しました。私から、ちょっと時間の関係で、一度で済むようにさせていただきたいと思うんですけども、要望の取り扱いというふうに、私が今回質問させていただいたのは、先ほど、私のほかの質問の中でも、自治会長の

代がわり等がある。また自治会長のみならず、各種団体の長の方、あるいはOBの方、さまざまな形で町側に対して要望活動というのはされていると思います。それは紙面によるものもございましょうし、電話、あるいは口頭、そういったものもございます。そういったものをいかに顕在化して、あるいは透明化して管理していくかというところが非常に私は重要なのではないのかなと思います。と申しますのも、やはり最近の私が見させていただいている限りでは、要望すると、もう当日の中で、当日のやりとりの中で、こういうふうにさせていただきますという方針が出るパターンもございますし、数日、間をおいて、しかるべく御連絡が来て、こういうふうな方針として決まりましたというふうに対応してくださる場合もあります。極めて迅速かつ誠実に対応してくださるケースが非常に多いんですけども、中には予算の関係、あるいは土地の権利の関係、あるいは要望を通してしまうことによって、また、他の要望が阻害されてしまうような、慎重に検討するケース、そういったものがさまざまある中で、なかなか単年では解決せずに、ずっと引き続きの課題として保たれてしまうものも多くございます。そうしますと、当然代がわりしたそれぞれのリーダーが重複した質問をしていくことになりますし、担当課からすると、この方には御答弁したけれども、この方には御答弁が伝わってないとか、そういったことも非常に多く出てきて、窓口業務が非常に負担になるんじゃないのかなと推測するところでもございます。お互いに余りいいケースではないのかなと私は思います。そういったところから、この要望を統一されたフォーマットにする。これが第1点目です。そして、一月でも半年でも結構ですけども、しかるべきタイミングで、ここまでの期間の中で、こういう要望が来て、こういう状況で対応していると。さまざまなほかの自治体の中で、こういった取り組みございますから、拝見させていただきますと、例えばAランク、Bランク、Cランクというふうなランクづけをして、可及的速やかに対応できるものから、5年以上要するもの、あるいは対応できないもの、こういったところまでの答弁を誰でもが見られるような形をとっていらっしゃると思うところが多くございます。当町にもそういった仕組みづくりを導入することによって、重複した業務負担を軽減できるのではないかと思います。この点についての御見解を伺います。

町 民 課 長 御質問の趣旨の要望等の自治会長ということの理解の中で、統一フォーマットということで御質問いただきました。これに近い質問は、2年ほど前に質問が出ておりまして、当時の回答としては、各部署がそれぞれ持っておるので、その部署の対応にということで御回答させていただ

いたような記憶がございます。

議員御指摘の統一フォーマットという一つの大きなものとしては理解ができます。ただ、現行、それぞれのいろんな要望に対して、それぞれの部署の対応、それからスピード、それから要望に対する対応の仕組みができていところがありますので、そういったとこまで、あえて統一フォーマットにする必要があるかどうかというのはございます。ただ、自治会活動サポートセンターに限らず、私の意見、提案ということで、そういったメールでの要望も受け入れてますし、紙に書いての箱も用意させてもらってます。それから当然電話等でもできますし、ファクス等でもできますので、大井町としては改めて統一フォーマットを考えて、そこに一つ別の次元に集約するのが、果たしてスピードの面、それから成果という面でどうかというようなものは私は思っております。したがって、お答えにはなりませんけども、今のところ、考えてはないというようなことでございます。

以上です。

- 5 番 私は協働のまちづくりというのは、その土台に広聴というのがあると思っていますので、この要望に関しても、やはり多くの町民の方に顕在化して、示すことによって、例えばそこから、その要望に固執せずに、次のステージに上がれるケースというのも多く出てくるかと思います。この点については前向きに考えていただきたいなと思うところと、先ほど最後にありますけれども、私の提案意見というところが出てきたので、この点を最後に触れさせていただいて、質問を締めたいと思うんですけども、私はこの自治会、あるいは各種団体からの要望というのが、町民の要望の本流だとすれば、そこから漏れてしまうと、傍流にあるのが提案意見だと思います。しかしながら、昨今の更新状況、さまざまな機会に意見を申させていただいておりますけれども、かつては、質問内容と回答内容が閲覧できる形だったんですが、今閲覧できなくなりました。この仕様の変更については、こういった意図があるのか。これが1点。

それから事務事業評価等を拝見させていただきますと、少なくとも年間20件程度の意見提案が上がっているようです。しかしながら、年間1件あるかないかぐらいの内容しか我々の目には触れない。こういったところにこういった意味があるのか、その点を最後に質問させていただきます。

町 民 課 長 私の提案意見受付につきましては、以前から御指摘をいただいたとおり、つい最近、この内容につきましては、受付日と媒体と区分、件名、氏

名、住所、担当課ということで、そのタイトルを表示する形に変更させていただいております。

この広聴事業も年月を重ねていきますと、成熟していきまして、まず来たものについては、まず提案された方に回答するということをやっております。まずは受けましたという回答、それから内容についての回答、おおむね2週間ぐらいで回答しておりますので、そういった中で、このホームページの私の意見提案については採用させていただいております。

後段については、ちょっと私の担当ではないので、わかりません。

以上です。

議 長 以上で5番議員、伊田徳之君の一般質問を終わります。
ここで、休憩いたします。

(12時01分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

冒頭、先ほどの答弁の中で、町民課長の答弁の中で、発言を求められておりますので、町民課長から発言を許します。

町 民 課 長 貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

先ほどの伊田議員の最後の質問で、質問の趣旨が町民課長ではないという答弁をさせていただきましたが、これは全くの間違いで、町民課の仕事でございます。

この件につきましては、御質問のとおりでございます、その内容については総合的に判断をいたしまして、ホームページのほうに載せさせていただいております。大変申しわけございませんでした。